

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月3日（平成30年（行個）諮問第115号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行個）答申第159号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る実地調査復命書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が平成29年特定月日付で行った療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書とその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年1月9日付け大個開第29-407号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

審査請求書に添付した別紙（省略）の赤マーカー部分（別表の通番1の不開示部分）は非開示（黒塗り）ではなく、審査請求人に対して開示すべき内容であるため開示を求めます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年11月10日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定労働基準監督署が平成29年特定月日付で行った療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書とその添付書類」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人がその一部取消しを求めて、平成30年4月4日付け（同月6日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、審査請求人が開示を求める部分については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

なお、本件審査請求人が開示を求める部分は文書1であり、また、文書2ないし8については開示を求める部分に関連する部分についてのみ判断する。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署が平成29年特定月日付で行った療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書とその添付書類」である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の①、3の①、4の①、5の①、6の①、7の①及び8の①の不開示部分は、審査請求人以外の住所、氏名など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、1の④、2の②、3の②、4の②、5の②、6の②、7の②及び8の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号1の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示と

することが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、1の④、2の②、3の②、4の②、5の②、6の②、7の②及び8の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開

示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 平成30年7月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年11月15日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年12月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署が平成29年特定月日付で行った療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書とその添付書類」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、別表の通番1の不開示部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする別表の通番1の不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 審査請求人が開示すべきとする部分の不開示情報該当性について

別表の通番1は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、これを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2

号， 3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとする部分は，同条7号柱書きに該当すると認められるので，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文書 名	3 通 番	4 諮問庁が「不開示を維持する部分」 としている部分	5 不開示情報 (法14条該 当号)		
				2 号	3 号 イ	7号 柱書 き
1	精神障害の 業務起因性 判断のため の調査復命 書		① 2 9 頁不開示部分, 4 2 頁ないし 4 3 頁不開示部分, 5 3 頁項番 9 ないし 1 5 不開示部分	○		
			② 1 頁ないし 6 頁不開示部分 (ただし ③ 及び ④ を除く。), 9 頁ないし 2 6 頁不開示部分 (ただし ④ を除く。), 3 0 頁ないし 3 2 頁不開示部分 (た だし 3 0 頁「労働時間の把握方法」欄 2 行目の不開示部分を除く。), 5 3 頁 項番 2 2 不開示部分	○		○
			③ 1 頁「労働者数」欄不開示部分, 5 3 頁項番 2 4 不開示部分		○	○
		1	④ 1 頁事案の概要 (認定した事実) 欄 1 6 行目 1 2 文字目ないし 3 7 文字 目, 5 頁 個 体 側 要 因 の 評 価 (顕 著 な 事 項 及 び 内 容) 欄 の う ち そ の 他 欄 1 行 目 2 0 文字目ないし 2 行目 1 7 文字目, 2 3 頁 4 - 2 個 体 側 要 因 の 有 無 及 び 内 容 欄 3 行 目 4 7 文字目ないし 4 行目 3 文字目, 1 2 文字目ないし 6 行目 2 7 文字目	○		○
2	聴取書①		① 2 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の 数字部分, 5 頁 1 4 行目署名及び印影	○		
			② 2 頁 8 行目ないし 5 頁 1 3 行目 (た だし項番を除く。)	○		○
3	聴取書②		① 2 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の 数字部分, 8 頁 4 行目署名及び印影	○		
			② 2 頁 8 行目ないし 8 頁 3 行目 (た だし項番を除く。)	○		○
4	聴取書③		① 2 頁住所, 職業, 氏名, 生年月日の	○		

		数字部分， 7 頁 5 行目署名及び印影			
		② 2 頁 8 行目ないし 7 頁 4 行目（ただし項番を除く。）	○		○
5	電話聴取書 ①	① 2 頁 5 行目ないし 7 行目不開示部分	○		
		② 2 頁 8 行目ないし 2 6 行目（ただし項番を除く。）	○		○
6	電話聴取書 ②	① 2 頁 5 行目ないし 7 行目不開示部分	○		
		② 2 頁 8 行目ないし 1 9 行目（ただし項番を除く。）	○		○
7	電話聴取書 ③	① 2 頁 5 行目ないし 7 行目不開示部分	○		
		② 2 頁 8 行目ないし 1 5 行目（ただし項番を除く。）	○		○
8	電話聴取書 ④	① 2 頁 5 行目ないし 7 行目不開示部分	○		
		② 2 頁 8 行目ないし 2 8 行目（ただし項番を除く。）	○		○